

【表紙】**【提出書類】**

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成23年4月1日

【計算期間】

第9期（自平成22年1月7日 至平成23年1月6日）

【ファンド名】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

【発行者名】

岡三アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 吉野 俊之

【本店の所在の場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【事務連絡者氏名】

田中 利幸

【連絡場所】

東京都中央区八重洲二丁目8番1号

【電話番号】

03-3516-1432

【縦覧に供する場所】

該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価（225種）^(注)とは…

日経平均株価（225種）は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

（注）日経平均株価（225種）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は指数の内容・算出方法等を変更し、もしくは指数の公表を中止する権利を有しています。

日本経済新聞社および同社の委託により日経平均株価（225種）を運営する日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価（225種）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
---------	--------	-------------------	------

単位型投信 追加型投信	国 内	株 式	インデックス型 特 殊 型
	海 外 内 外	債 券 不動産投信 その他資産 （ ） 資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月）	欧州	ファミリーファ ンド	
	年12回 （毎月）	アジア		TOPIX
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 （投資信託証券 （株式・一般））	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	その他 （ ）
		中近東 （中東）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
- ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があ

るものをいう。

(2) 債券

- ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 - ②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源

泉とする旨の記載があるものをいう。

- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
日経平均株価（225種）をベンチマークとします。

日経平均株価（225種）^(注)とは…

日経平均株価（225種）は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

^(注) 日経平均株価（225種）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は指数の内容・算出方法等を変更し、もしくは指数の公表を中止する権利を有しています。

日本経済新聞社および同社の委託により日経平均株価（225種）を運営する日本経済新聞デジタルメディアは、日経平均株価（225種）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

- 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外への資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

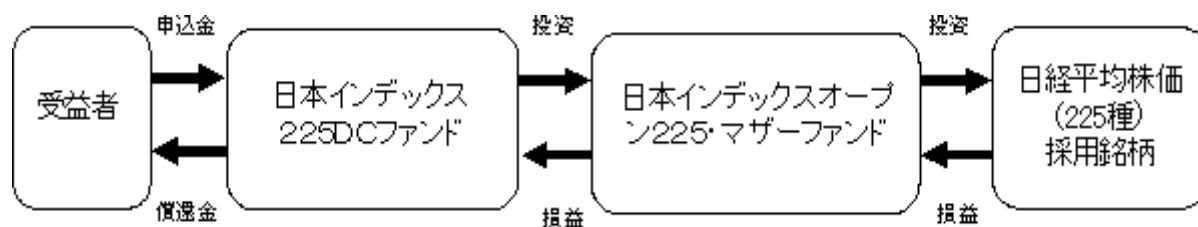
平成14年1月7日 信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

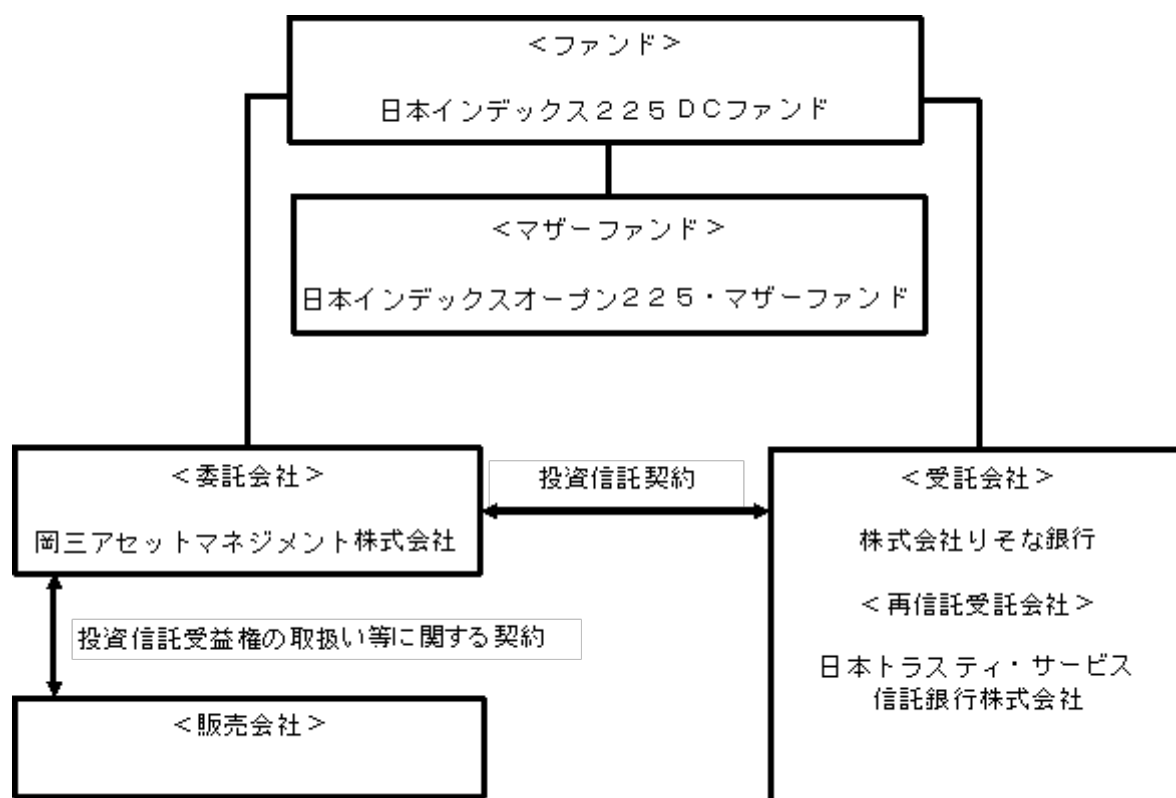
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

「ファミリーファンド方式」とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成23年1月末日現在）

◆ 資本金

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ. 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(参考) 日本インデックスオープン225・マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価（225種）に採用されている銘柄を投資対象とします。

b 投資態度

イ. 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは行わないことがあります。

ロ. 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。

ハ. 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産

の純資産総額を超えることがあります。

二、株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ、有価証券
- ロ、金銭債権
- ハ、約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ、為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ、外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記イ.の証券の性質を有するもの
- ハ、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ、預金
- ロ、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ、コール・ローン
- ニ、手形割引市場において売買される手形

(参考) 日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの投資対象

■ 投資の対象とする資産の種類

a 特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券指数等先物取引に限ります。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

b 特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

- イ. 株券または新株引受権証書
- ロ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ハ. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記ロ.の証券の性質を有するもの
- ニ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

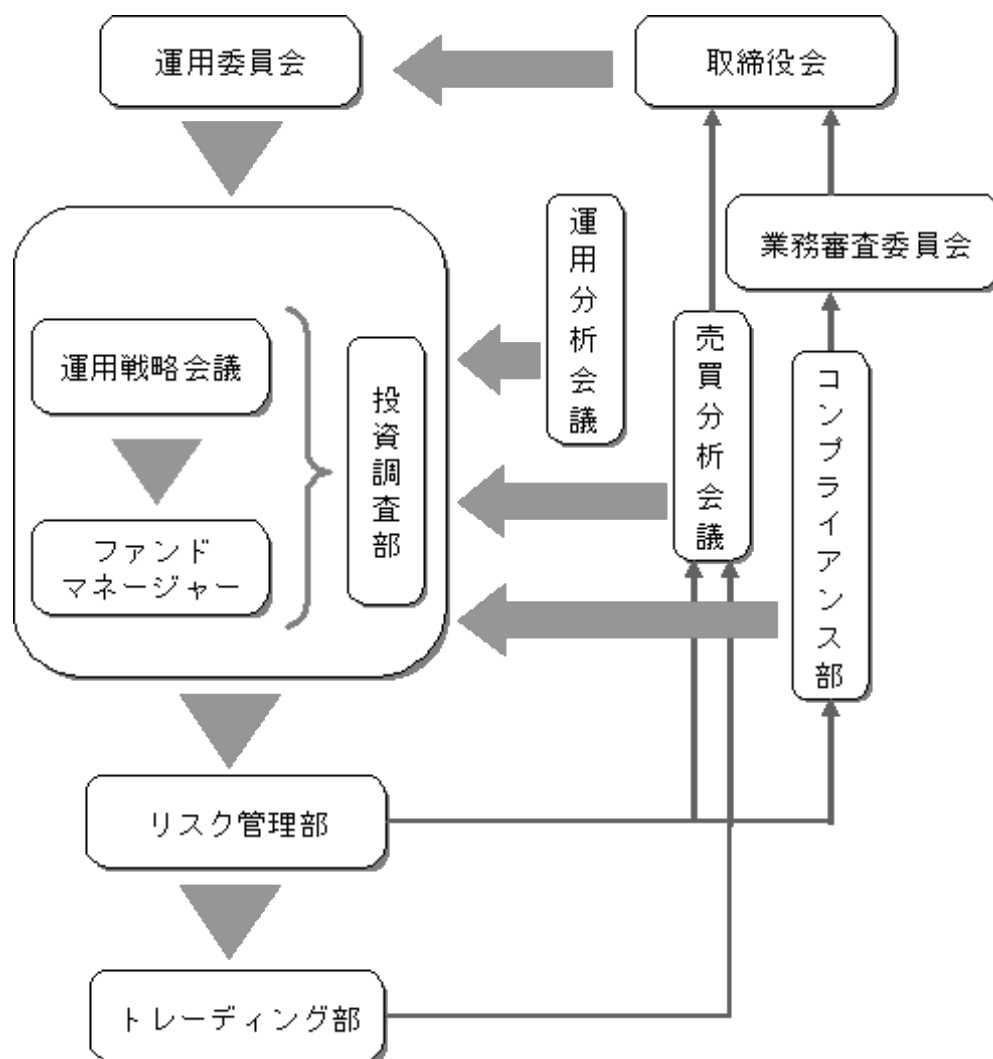
c 特別な場合の運用指図

ファンドの一部解約、償還への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。

コンプライアンス部 (3名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。
リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・組入株式の銘柄選定基準に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品への投資に関する内規

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成23年1月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年1月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日の基準価額で再投資いたします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

■ マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。

■ 株式への実質投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの投資制限

■ 株式への投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

■ 有価証券指数等先物取引の運用指図

委託会社は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引ならびに外国の取引所における有価証券指数等先物取引を行うことの指図ができます。

■ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b 上記aの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

当ファンドは、主に国内の株式の内、日経平均株価（225種）採用の株式を実質的な投資対象とし、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用しますので、組入れた日経平均株価（225種）採用の株式の価格の下落、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化、日経平均株価（225種）の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 日経平均株価（225種）変動リスク

日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価（225種）の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

<留意事項>

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行いますが、日経平均株価（225種）との連動を保証するものではありません。
以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均株価（225種）に乖離が生じることがあります。
 - (a) 株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
 - (b) 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと

(c) 日経平均株価（225種）採用銘柄の銘柄入替え

(d) 株価指数先物取引等を活用すること

(e) 組入株式の配当金（日経平均株価（225種）は、配当金を含まない指数です。）

- ・ 分配方針に基づいて、収益分配を行う予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
- ・ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年 10,000分の 57.75（税抜 55）
委託会社	年 10,000分の 24.15（税抜 23）
販売会社	年 10,000分の 26.25（税抜 25）
受託会社	年 10,000分の 7.35（税抜 7）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物取引の売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.525（税抜0.5）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

確定拠出年金制度に係る掛け金、積立金及び給付については、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となっております。したがって、確定拠出年金制度に係るファンドの期中収益分配金、一部解約による収益の分配、償還による収益の分配については、いずれも非課税となります。

※ 税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、上記の内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

平成23年1月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	934,961,156	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		68,039	0.01
合計（純資産総額）		935,029,195	100.00

<参考>日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,340,752,500	98.48
コールローン等、その他の資産（負債控除後）		97,681,583	1.52
合計（純資産総額）		6,438,434,083	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	日本インデックス オープン２２５・マ ザーファンド	879,715,051	1.0922	960,898,785	1.0628	934,961,156	99.99

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

<参考>日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	株式	ファナック	電気機器	25,000	9,630.00	240,750,000	12,960.00	324,000,000	5.03
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	25,000	11,750.00	293,750,000	11,950.00	298,750,000	4.64
日本	株式	京セラ	電気機器	25,000	7,770.00	194,250,000	8,540.00	213,500,000	3.32
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	75,000	2,440.00	183,000,000	2,823.00	211,725,000	3.29
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	50,000	2,855.00	142,750,000	3,475.00	173,750,000	2.70
日本	株式	キヤノン	電気機器	37,500	3,605.00	135,187,500	4,025.00	150,937,500	2.34

日本	株式	T D K	電気機器	25,000	4,785.00	119,625,000	5,390.00	134,750,000	2.09
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	25,000	4,160.00	104,000,000	5,350.00	133,750,000	2.08
日本	株式	信越化学工業	化学	25,000	4,180.00	104,500,000	4,620.00	115,500,000	1.79
日本	株式	K D D I	情報・通信業	250	416,000.00	104,000,000	461,000.00	115,250,000	1.79
日本	株式	テルモ	精密機器	25,000	4,505.00	112,625,000	4,250.00	106,250,000	1.65
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	25,000	3,975.00	99,375,000	3,950.00	98,750,000	1.53
日本	株式	セコム	サービス業	25,000	3,850.00	96,250,000	3,870.00	96,750,000	1.50
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,000	2,955.00	73,875,000	3,400.00	85,000,000	1.32
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	50,000	1,686.00	84,300,000	1,679.00	83,950,000	1.30
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	25,000	3,055.00	76,375,000	3,135.00	78,375,000	1.22
日本	株式	デンソー	輸送用機器	25,000	2,394.00	59,850,000	3,020.00	75,500,000	1.17
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	25,000	2,669.00	66,725,000	2,965.00	74,125,000	1.15
日本	株式	エーザイ	医薬品	25,000	3,120.00	78,000,000	2,843.00	71,075,000	1.10
日本	株式	ダイキン工業	機械	25,000	3,065.00	76,625,000	2,836.00	70,900,000	1.10
日本	株式	ソニー	電気機器	25,000	2,530.00	63,250,000	2,829.00	70,725,000	1.10
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	250	282,700.00	70,675,000	266,600.00	66,650,000	1.04
日本	株式	電通	サービス業	25,000	2,046.00	51,150,000	2,501.00	62,525,000	0.97
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	25,000	2,463.00	61,575,000	2,476.00	61,900,000	0.96
日本	株式	小松製作所	機械	25,000	1,816.00	45,400,000	2,444.00	61,100,000	0.95
日本	株式	オリンパス	精密機器	25,000	2,182.00	54,550,000	2,302.00	57,550,000	0.89
日本	株式	三菱商事	卸売業	25,000	1,915.00	47,875,000	2,285.00	57,125,000	0.89
日本	株式	花王	化学	25,000	2,013.00	50,325,000	2,145.00	53,625,000	0.83
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	25,000	2,009.00	50,225,000	2,124.00	53,100,000	0.82
日本	株式	日揮	建設業	25,000	1,463.00	36,575,000	2,000.00	50,000,000	0.78

(種類別及び業種別投資比率)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	----------

有価証券報告書（内国投資信託）

株式	国内	水産・農林業	0.16
		鉱業	0.20
		建設業	2.54
		食料品	3.76
		繊維製品	0.78
		パルプ・紙	0.45
		化学	6.78
		医薬品	6.33
		石油・石炭製品	0.49
		ゴム製品	0.77
		ガラス・土石製品	2.33
		鉄鋼	0.70
		非鉄金属	1.98
		金属製品	0.65
		機械	5.21
		電気機器	22.88
		輸送用機器	7.18
		精密機器	3.49
		その他製品	1.12
		電気・ガス業	0.49
		陸運業	2.26
		海運業	0.48
		空運業	0.12
		倉庫・運輸関連業	0.42
		情報・通信業	8.03
		卸売業	3.03
		小売業	7.23
		銀行業	1.53
		証券、商品先物取引業	0.56
		保険業	1.00
		その他金融業	0.55
		不動産業	2.43
		サービス業	2.55
合計		98.48	

（注）投資比率は、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考＞日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

区分	種 類	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
市場取引 大阪証券 取引所	株価指数先物取引 買 建 日経225先物	9	92,349,450	92,070,000	1.43
合計		9	92,349,450	92,070,000	1.43

(時価の評価方法)

時価評価にあたっては、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価しております。投資比率は、小数点以下第三位を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 (1口当たり)
	円	円
第1期計算期間末 (平成15年1月6日)	1,129,292 (分配付) 1,129,292 (分配落)	0.7973 (分配付) 0.7973 (分配落)
第2期計算期間末 (平成16年1月6日)	15,563,187 (分配付) 15,563,187 (分配落)	0.9886 (分配付) 0.9886 (分配落)
第3期計算期間末 (平成17年1月6日)	146,239,453 (分配付) 146,239,453 (分配落)	1.0510 (分配付) 1.0510 (分配落)
第4期計算期間末 (平成18年1月6日)	327,004,943 (分配付) 327,004,943 (分配落)	1.5170 (分配付) 1.5170 (分配落)
第5期計算期間末 (平成19年1月9日)	697,021,662 (分配付) 697,021,662 (分配落)	1.5999 (分配付) 1.5999 (分配落)
第6期計算期間末 (平成20年1月7日)	737,591,830 (分配付) 737,591,830 (分配落)	1.3537 (分配付) 1.3537 (分配落)
第7期計算期間末 (平成21年1月6日)	589,543,028 (分配付) 589,543,028 (分配落)	0.8577 (分配付) 0.8577 (分配落)
第8期計算期間末 (平成22年1月6日)	856,243,759 (分配付) 856,243,759 (分配落)	1.0241 (分配付) 1.0241 (分配落)
第9期計算期間末 (平成23年1月6日)	946,647,504 (分配付) 946,647,504 (分配落)	1.0169 (分配付) 1.0169 (分配落)
平成22年 1月末日	822,582,553	0.9732
平成22年 2月末日	829,807,394	0.9665
平成22年 3月末日	914,024,849	1.0648
平成22年 4月末日	923,507,571	1.0613
平成22年 5月末日	832,161,975	0.9371
平成22年 6月末日	807,398,554	0.9009
平成22年 7月末日	832,038,289	0.9153
平成22年 8月末日	778,722,244	0.8475
平成22年 9月末日	828,859,269	0.9056

平成22年10月末日	824,157,608	0.8894
平成22年11月末日	892,837,455	0.9597
平成22年12月末日	925,083,396	0.9882
平成23年 1月末日	935,029,195	0.9887

②【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1期計算期間	(自平成14年1月 7 日至平成15年1月6日)	0円
第2期計算期間	(自平成15年1月 7 日至平成16年1月6日)	0円
第3期計算期間	(自平成16年1月 7 日至平成17年1月6日)	0円
第4期計算期間	(自平成17年1月 7 日至平成18年1月6日)	0円
第5期計算期間	(自平成18年1月 7 日至平成19年1月9日)	0円
第6期計算期間	(自平成19年1月10日至平成20年1月7日)	0円
第7期計算期間	(自平成20年1月 8 日至平成21年1月6日)	0円
第8期計算期間	(自平成21年1月 7 日至平成22年1月6日)	0円
第9期計算期間	(自平成22年1月 7 日至平成23年1月6日)	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第1期計算期間	(自平成14年1月 7 日至平成15年1月6日)	△ 20.27
第2期計算期間	(自平成15年1月 7 日至平成16年1月6日)	23.99
第3期計算期間	(自平成16年1月 7 日至平成17年1月6日)	6.31
第4期計算期間	(自平成17年1月 7 日至平成18年1月6日)	44.34
第5期計算期間	(自平成18年1月 7 日至平成19年1月9日)	5.46
第6期計算期間	(自平成19年1月10日至平成20年1月7日)	△ 15.39
第7期計算期間	(自平成20年1月 8 日至平成21年1月6日)	△ 36.64
第8期計算期間	(自平成21年1月 7 日至平成22年1月6日)	19.40
第9期計算期間	(自平成22年1月 7 日至平成23年1月6日)	△0.70

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第1期計算期間	1,416,422	0
第2期計算期間	15,417,509	1,090,791
第3期計算期間	150,489,116	27,083,243
第4期計算期間	149,479,960	73,070,251
第5期計算期間	363,611,242	143,497,765

第6期計算期間	308,398,978	199,188,868
第7期計算期間	365,453,054	223,017,010
第8期計算期間	354,962,030	206,226,199
第9期計算期間	309,338,732	214,480,405

（注）第1期計算期間の設定数量は、当初自己設定に係る数量（1,000,000口）を含みます。

（参考情報）

運用実績



主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	98.47%
その他資産	1.53%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分（日本インデックスオープン225・マザーファンド）

業種	純資産比率
電気機器	22.88%
情報・通信業	8.03%
小売業	7.23%
輸送用機器	7.18%
化学	6.78%

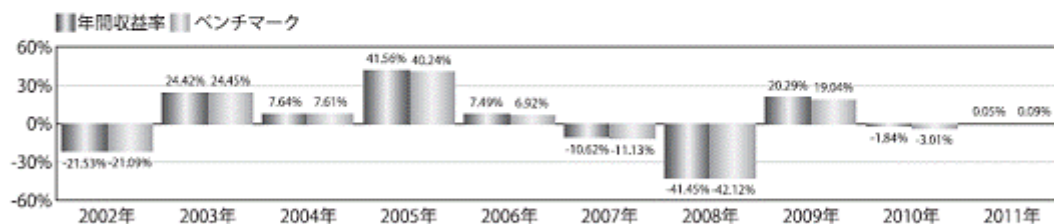
※組入上位5業種です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄（日本インデックスオープン225・マザーファンド）

銘柄名	業種	純資産比率
ファナック	電気機器	5.03%
ファーストリテイリング	小売業	4.64%
京セラ	電気機器	3.32%
ソフトバンク	情報・通信業	3.29%
本田技研工業	輸送用機器	2.70%
キヤノン	電気機器	2.34%
TDK	電気機器	2.09%
東京エレクトロン	電気機器	2.08%
信越化学工業	化学	1.79%
KDDI	情報・通信業	1.79%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2002年はファンドの設立日から年末まで、2011年は1月末までの騰落率を示しています。

※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・ベンチマークは参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。
- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。取得申込を行う者は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項に規定される契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者、および同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に限るものとします。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 販売会社との間で当ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。
なお、取得申込者が、当ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。
基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

- ・ 申込手数料はありません。

- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社の指定する期日までに販売会社が定める所定の方法により、販売会社に支払うものとします。

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価（225種）採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成14年1月7日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】

■ 信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

※平成23年7月31日より、公告の方法は以下の通りに変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

◆ 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第8期計算期間（平成21年1月7日から平成22年1月6日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき、第9期計算期間（平成22年1月7日から平成23年1月6日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成21年1月7日から平成22年1月6日まで）及び第9期計算期間（平成22年1月7日から平成23年1月6日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本インデックス２２５ＤＣファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成22年1月6日現在)	第9期 (平成23年1月6日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,335,864	2,520,883
親投資信託受益証券	856,154,998	946,550,624
未収入金	1,493,800	236,700
未収利息	6	6
流動資産合計	859,984,668	949,308,213
資産合計	859,984,668	949,308,213
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,411,783	161,978
未払受託者報酬	293,778	315,165
未払委託者報酬	2,014,425	2,161,111
その他未払費用	20,923	22,455
流動負債合計	3,740,909	2,660,709
負債合計	3,740,909	2,660,709
純資産の部		
元本等		
元本	*1 836,054,184	*1 930,912,511
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	20,189,575	15,734,993
（分配準備積立金）	34,177,392	26,867,271
元本等合計	856,243,759	946,647,504
純資産合計	*2 856,243,759	*2 946,647,504
負債純資産合計	859,984,668	949,308,213

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 自 平成21年 1 月 7 日 至 平成22年 1 月 6 日	第9期 自 平成22年 1 月 7 日 至 平成23年 1 月 6 日
営業収益		
受取利息	1,441	1,615
有価証券売買等損益	152,569,087	6,124,526
営業収益合計	152,570,528	6,126,141
営業費用		
受託者報酬	520,126	629,207
委託者報酬	3,566,477	4,314,425
その他費用	37,029	44,825
営業費用合計	4,123,632	4,988,457
営業利益又は営業損失（△）	148,446,896	1,137,684
経常利益又は経常損失（△）	148,446,896	1,137,684
当期純利益又は当期純損失（△）	148,446,896	1,137,684
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,710,278	△9,514,260
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△97,775,325	20,189,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,610,272	—
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,610,272	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,381,990	15,106,526
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	3,406,399
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,381,990	11,700,127
分配金	— *1	— *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	20,189,575	15,734,993

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価して おります。	親投資信託受益証券 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同 左

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成22年 1月 6日現在)	第9期 (平成23年 1月 6日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 836,054,184口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 930,912,511口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0241円 (10,000口当たりの純資産額 10,241円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0169円 (10,000口当たりの純資産額 10,169円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 A 1,428 円	費用控除後の配当等収益額 A 1,116 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 B — 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 B — 円
収益調整金額 C 481,754,899 円	収益調整金額 C 547,604,193 円
分配準備積立金額 D 34,175,964 円	分配準備積立金額 D 26,866,155 円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 515,932,291 円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 574,471,464 円
当ファンドの期末残存口数 F 836,054,184 口	当ファンドの期末残存口数 F 930,912,511 口
10,000口当たり収益分配対象 額 G=E/F*10,000 6,171 円	10,000口当たり収益分配対象 額 G=E/F*10,000 6,171 円
10,000口当たり分配金額 H — 円	10,000口当たり分配金額 H — 円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 — 円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 — 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 科 目	第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは証券投資信託であり、信託 約款に規定する「運用の基本方針」に 従い、有価証券等の金融商品を投資対象 として運用することを目的としており ます。

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当ファンドは、主として、国内株式に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましても、信用リスク等を有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	—	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。

2.金融商品の時価に関する事項

科 目	期 別	第8期 (平成22年 1月 6日現在)	第9期 (平成23年 1月 6日現在)
1.貸借対照表額、時価及び差額		—	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法		—	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
該当事項はありません。	同 左

(その他の注記)

1.元本の移動

第8期 (平成22年 1月 6日現在)	第9期 (平成23年 1月 6日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況

期首元本額	687,318,353円	期首元本額	836,054,184円
期中追加設定元本額	354,962,030円	期中追加設定元本額	309,338,732円
期中一部解約元本額	206,226,199円	期中一部解約元本額	214,480,405円

2. 有価証券関係

第8期(自 平成21年1月7日 至 平成22年1月6日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

(単位:円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	856,154,998	145,626,948
合 計	856,154,998	145,626,948

第9期(自 平成22年1月7日 至 平成23年1月6日)

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

(単位:円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	15,760,443
合 計	15,760,443

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

第8期 自 平成21年 1月7日 至 平成22年 1月6日	第9期 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
—	「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	866,249,313	946,550,624	
	計	銘柄数：1	866,249,313	946,550,624	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
	合計			946,550,624	

(注)1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」受益証券を、主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

(１) [貸借対照表]

(単位：円)

科 目	期 別	注記 番号	平成23年1月6日現在
			金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			114,545,282
株式			6,508,227,000
派生商品評価勘定			2,854,500
未収入金			117,900
未収配当金			8,137,500
未収利息			281
差入委託証拠金			4,610,000
流動資産合計			6,638,492,463
資産合計			6,638,492,463
負債の部			
流動負債			
前受金			2,865,000
未払解約金			13,360,000
流動負債合計			16,225,000
負債合計			16,225,000
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		*1	6,060,566,581
剰余金			
剰余金			561,700,882
純資産合計		*2	6,622,267,463
負債・純資産 合計			6,638,492,463

(２) [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
-----	-----	------------------------------

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者 等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる 取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該 金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本インデックス225DCファンドの計算期間に 合わせるため、平成22年 1月 7日から平成23年 1月 6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成23年1月6日現在	
*1.当該計算期間の末日における受益権の総数	6,060,566,581口
*2.当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 1.0927円 (10,000口当たりの純資産額 10,927円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別 自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドではデリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。

2.金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	平成23年1月6日現在
1.貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(その他の注記)

1.元本の移動

(単位：円)

平成23年1月6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成22年1月7日
期首元本額	6,002,530,560
期首より平成23年1月6日までの追加設定元本額	1,549,707,375
期首より平成23年1月6日までの一部解約元本額	1,491,671,354
期末元本額	6,060,566,581
平成23年1月6日の元本の内訳（＊）	
日本インデックスオープン２２５	1,660,203,482
日本インデックス２２５ＤＣファンド	866,249,313
日経２２５インデックス・オープン	416,729,160
日本インデックス２２５ＶＡファンド（適格機関投資家専用）	3,117,384,626

＊当該親投資信託受益証券を対象とする証券投資信託ごとの元本額

2.有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成22年1月7日 至 平成23年1月6日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	757,453,178
合 計	757,453,178

3.デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

平成23年1月6日現在

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち１年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建 大証日経平均株価指数先物	102,235,000	—	105,100,000	2,854,500

	合 計	102,235,000	—	105,100,000	2,854,500
--	-----	-------------	---	-------------	-----------

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

4.追加情報

自 平成22年 1月7日 至 平成23年 1月6日
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(3) [附属明細表]

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	日本水産	25,000	256.00	6,400,000	
		マルハニチロホールディングス	25,000	139.00	3,475,000	
		国際石油開発帝石	25	496,500.00	12,412,500	
		コムシスホールディングス	25,000	883.00	22,075,000	
		大成建設	25,000	203.00	5,075,000	
		大林組	25,000	398.00	9,950,000	
		清水建設	25,000	364.00	9,100,000	
		鹿島建設	25,000	228.00	5,700,000	
		大和ハウス工業	25,000	1,025.00	25,625,000	
		積水ハウス	25,000	837.00	20,925,000	
		日揮	25,000	1,819.00	45,475,000	
		千代田化工建設	25,000	848.00	21,200,000	
		日清製粉グループ本社	25,000	1,042.00	26,050,000	
		明治ホールディングス	2,500	3,690.00	9,225,000	
		日本ハム	25,000	1,084.00	27,100,000	
		サッポロホールディングス	25,000	378.00	9,450,000	
		アサヒビール	25,000	1,579.00	39,475,000	
		キリンホールディングス	25,000	1,153.00	28,825,000	
		宝ホールディングス	25,000	488.00	12,200,000	
		キッコーマン	25,000	930.00	23,250,000	
		味の素	25,000	858.00	21,450,000	
		ニチレイ	25,000	378.00	9,450,000	
		日本たばこ産業	125	303,500.00	37,937,500	
		東洋紡績	25,000	152.00	3,800,000	
		日清紡ホールディングス	25,000	949.00	23,725,000	
		帝人	25,000	367.00	9,175,000	
		東レ	25,000	505.00	12,625,000	
		王子製紙	25,000	397.00	9,925,000	
		三菱製紙	25,000	99.00	2,475,000	

	北越紀州製紙	25,000	479.00	11,975,000	
	日本製紙グループ本社	2,500	2,154.00	5,385,000	
	クラレ	25,000	1,193.00	29,825,000	
	旭化成	25,000	543.00	13,575,000	
	昭和電工	25,000	191.00	4,775,000	
	住友化学	25,000	423.00	10,575,000	
	日産化学工業	25,000	1,093.00	27,325,000	
	日本曹達	25,000	404.00	10,100,000	
	東ソー	25,000	274.00	6,850,000	
	電気化学工業	25,000	389.00	9,725,000	
	信越化学工業	25,000	4,660.00	116,500,000	
	三井化学	25,000	301.00	7,525,000	
	三菱ケミカルホールディングス	12,500	567.00	7,087,500	
	宇部興産	25,000	244.00	6,100,000	
	日本化薬	25,000	888.00	22,200,000	
	花王	25,000	2,187.00	54,675,000	
	富士フイルムホールディングス	25,000	3,005.00	75,125,000	
	資生堂	25,000	1,782.00	44,550,000	
	協和発酵キリン	25,000	852.00	21,300,000	
	武田薬品工業	25,000	4,015.00	100,375,000	
	アステラス製薬	25,000	3,145.00	78,625,000	
	大日本住友製薬	25,000	755.00	18,875,000	
	塩野義製薬	25,000	1,612.00	40,300,000	
	中外製薬	25,000	1,505.00	37,625,000	
	エーザイ	25,000	2,921.00	73,025,000	
	第一三共	25,000	1,766.00	44,150,000	
	昭和シェル石油	25,000	767.00	19,175,000	
	J Xホールディングス	25,000	574.00	14,350,000	
	横浜ゴム	25,000	436.00	10,900,000	
	ブリヂストン	25,000	1,602.00	40,050,000	
	日東紡績	25,000	213.00	5,325,000	
	旭硝子	25,000	977.00	24,425,000	
	日本板硝子	25,000	230.00	5,750,000	
	日本電気硝子	37,000	1,181.00	43,697,000	
	住友大阪セメント	25,000	192.00	4,800,000	
	太平洋セメント	25,000	111.00	2,775,000	
	東海カーボン	25,000	522.00	13,050,000	
	T O T O	25,000	603.00	15,075,000	
	日本碍子	25,000	1,379.00	34,475,000	
	新日本製鐵	25,000	296.00	7,400,000	
	住友金属工業	25,000	198.00	4,950,000	
	神戸製鋼所	25,000	209.00	5,225,000	
	日新製鋼	25,000	185.00	4,625,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	2,500	2,842.00	7,105,000	
	大平洋金属	25,000	697.00	17,425,000	
	日本軽金属	25,000	158.00	3,950,000	
	三井金属鉱業	25,000	273.00	6,825,000	
	東邦亜鉛	25,000	445.00	11,125,000	
	三菱マテリアル	25,000	271.00	6,775,000	

	住友金属鉱山	25,000	1,436.00	35,900,000	
	DOWAホールディングス	25,000	548.00	13,700,000	
	古河機械金属	25,000	101.00	2,525,000	
	古河電気工業	25,000	380.00	9,500,000	
	住友電気工業	25,000	1,175.00	29,375,000	
	フジクラ	25,000	430.00	10,750,000	
	SUMCO	2,500	1,241.00	3,102,500	
	東洋製罐	25,000	1,607.00	40,175,000	
	日本製鋼所	25,000	888.00	22,200,000	
	オークマ	25,000	660.00	16,500,000	
	小松製作所	25,000	2,575.00	64,375,000	
	住友重機械工業	25,000	547.00	13,675,000	
	日立建機	25,000	2,028.00	50,700,000	
	クボタ	25,000	796.00	19,900,000	
	荏原製作所	25,000	406.00	10,150,000	
	ダイキン工業	25,000	2,967.00	74,175,000	
	日本精工	25,000	769.00	19,225,000	
	NTN	25,000	449.00	11,225,000	
	ジェイテクト	25,000	1,030.00	25,750,000	
	日立造船	25,000	125.00	3,125,000	
	三菱重工業	25,000	322.00	8,050,000	
	I H I	25,000	190.00	4,750,000	
	コニカミノルタホールディングス	25,000	862.00	21,550,000	
	ミネベア	25,000	536.00	13,400,000	
	日立製作所	25,000	452.00	11,300,000	
	東芝	25,000	474.00	11,850,000	
	三菱電機	25,000	877.00	21,925,000	
	富士電機ホールディングス	25,000	265.00	6,625,000	
	明電舎	25,000	420.00	10,500,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	25,000	586.00	14,650,000	
	日本電気	25,000	258.00	6,450,000	
	富士通	25,000	567.00	14,175,000	
	パナソニック	25,000	1,203.00	30,075,000	
	シャープ	25,000	896.00	22,400,000	
	ソニー	25,000	3,010.00	75,250,000	
	T D K	25,000	6,010.00	150,250,000	
	ミツミ電機	25,000	1,592.00	39,800,000	
	アルプス電気	25,000	983.00	24,575,000	
	横河電機	25,000	674.00	16,850,000	
	アドバンテスト	50,000	1,915.00	95,750,000	
	カシオ計算機	25,000	704.00	17,600,000	
	ファナック	25,000	12,970.00	324,250,000	
	京セラ	25,000	8,690.00	217,250,000	
	太陽誘電	25,000	1,331.00	33,275,000	
	パナソニック電工	25,000	1,103.00	27,575,000	
	キャノン	37,500	4,275.00	160,312,500	
	リコー	25,000	1,208.00	30,200,000	
	東京エレクトロン	25,000	5,350.00	133,750,000	
	デンソー	25,000	2,948.00	73,700,000	

	三井造船	25,000	226.00	5,650,000	
	川崎重工業	25,000	288.00	7,200,000	
	日産自動車	25,000	825.00	20,625,000	
	いすゞ自動車	25,000	386.00	9,650,000	
	トヨタ自動車	25,000	3,380.00	84,500,000	
	日野自動車	25,000	464.00	11,600,000	
	マツダ	25,000	247.00	6,175,000	
	本田技研工業	50,000	3,245.00	162,250,000	
	スズキ	25,000	2,102.00	52,550,000	
	富士重工業	25,000	685.00	17,125,000	
	テルモ	25,000	4,675.00	116,875,000	
	ニコン	25,000	1,818.00	45,450,000	
	オリンパス	25,000	2,544.00	63,600,000	
	シチズンホールディングス	25,000	584.00	14,600,000	
	凸版印刷	25,000	760.00	19,000,000	
	大日本印刷	25,000	1,129.00	28,225,000	
	ヤマハ	25,000	1,077.00	26,925,000	
	東京電力	2,500	1,988.00	4,970,000	
	中部電力	2,500	2,014.00	5,035,000	
	関西電力	2,500	2,020.00	5,050,000	
	東京瓦斯	25,000	363.00	9,075,000	
	大阪瓦斯	25,000	316.00	7,900,000	
	東武鉄道	25,000	456.00	11,400,000	
	東京急行電鉄	25,000	379.00	9,475,000	
	小田急電鉄	25,000	766.00	19,150,000	
	京王電鉄	25,000	557.00	13,925,000	
	京成電鉄	25,000	560.00	14,000,000	
	東日本旅客鉄道	2,500	5,320.00	13,300,000	
	西日本旅客鉄道	25	309,000.00	7,725,000	
	東海旅客鉄道	25	674,000.00	16,850,000	
	日本通運	25,000	361.00	9,025,000	
	ヤマトホールディングス	25,000	1,185.00	29,625,000	
	日本郵船	25,000	367.00	9,175,000	
	商船三井	25,000	567.00	14,175,000	
	川崎汽船	25,000	368.00	9,200,000	
	全日本空輸	25,000	305.00	7,625,000	
	三菱倉庫	25,000	1,117.00	27,925,000	
	ヤフー	100	30,250.00	3,025,000	
	トレンドマイクロ	25,000	2,726.00	68,150,000	
	スカパーJ S A Tホールディングス	25	32,500.00	812,500	
	日本電信電話	2,500	3,745.00	9,362,500	
	K D D I	250	486,000.00	121,500,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	25	143,200.00	3,580,000	
	東宝	2,500	1,342.00	3,355,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	250	289,100.00	72,275,000	
	コナミ	25,000	1,791.00	44,775,000	
	ソフトバンク	75,000	2,927.00	219,525,000	
	双日	2,500	188.00	470,000	
	伊藤忠商事	25,000	874.00	21,850,000	

	丸紅	25,000	606.00	15,150,000	
	豊田通商	25,000	1,509.00	37,725,000	
	三井物産	25,000	1,427.00	35,675,000	
	住友商事	25,000	1,218.00	30,450,000	
	三菱商事	25,000	2,373.00	59,325,000	
	J. フロント リテイリング	25,000	444.00	11,100,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	25,000	958.00	23,950,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	25,000	2,225.00	55,625,000	
	高島屋	25,000	708.00	17,700,000	
	丸井グループ	25,000	703.00	17,575,000	
	イオン	25,000	1,018.00	25,450,000	
	ユニー	25,000	855.00	21,375,000	
	ファーストリテイリング	25,000	12,400.00	310,000,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	25,000	446.00	11,150,000	
	りそなホールディングス	2,500	545.00	1,362,500	
	中央三井トラスト・ホールディングス	25,000	344.00	8,600,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	2,500	2,919.00	7,297,500	
	千葉銀行	25,000	533.00	13,325,000	
	横浜銀行	25,000	431.00	10,775,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	25,000	357.00	8,925,000	
	静岡銀行	25,000	760.00	19,000,000	
	住友信託銀行	25,000	516.00	12,900,000	
	みずほ信託銀行	25,000	86.00	2,150,000	
	みずほフィナンシャルグループ	25,000	159.00	3,975,000	
	大和証券グループ本社	25,000	450.00	11,250,000	
	野村ホールディングス	25,000	541.00	13,525,000	
	松井証券	25,000	605.00	15,125,000	
	NK S Jホールディングス	25,000	595.00	14,875,000	
	MS & A Dインシュアランスグループホール	7,500	2,051.00	15,382,500	
	東京海上ホールディングス	12,500	2,481.00	31,012,500	
	T & Dホールディングス	2,500	2,129.00	5,322,500	
	クレディセゾン	25,000	1,455.00	36,375,000	
	三井不動産	25,000	1,683.00	42,075,000	
	三菱地所	25,000	1,523.00	38,075,000	
	平和不動産	25,000	269.00	6,725,000	
	東京建物	25,000	391.00	9,775,000	
	東急不動産	25,000	418.00	10,450,000	
	住友不動産	25,000	1,988.00	49,700,000	
	電通	25,000	2,594.00	64,850,000	
	東京ドーム	25,000	232.00	5,800,000	
	セコム	25,000	3,880.00	97,000,000	
計	銘柄数：217			6,508,227,000	
	組入時価比率：98.3%			100.0%	
合計				6,508,227,000	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.有価証券先物取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年1月31日現在）

項目	金額又は口数
I 資産総額	935,481,231円
II 負債総額	452,036円
III 純資産総額（I－II）	935,029,195円
IV 発行済数量	945,729,946口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	0.9887円

<参考>日本インデックスオープン225・マザーファンド

【純資産額計算書】

項目	金額又は口数
I 資産総額	6,457,738,577円
II 負債総額	19,304,494円
III 純資産総額（I－II）	6,438,434,083円
IV 発行済数量	6,058,038,224口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.0628円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

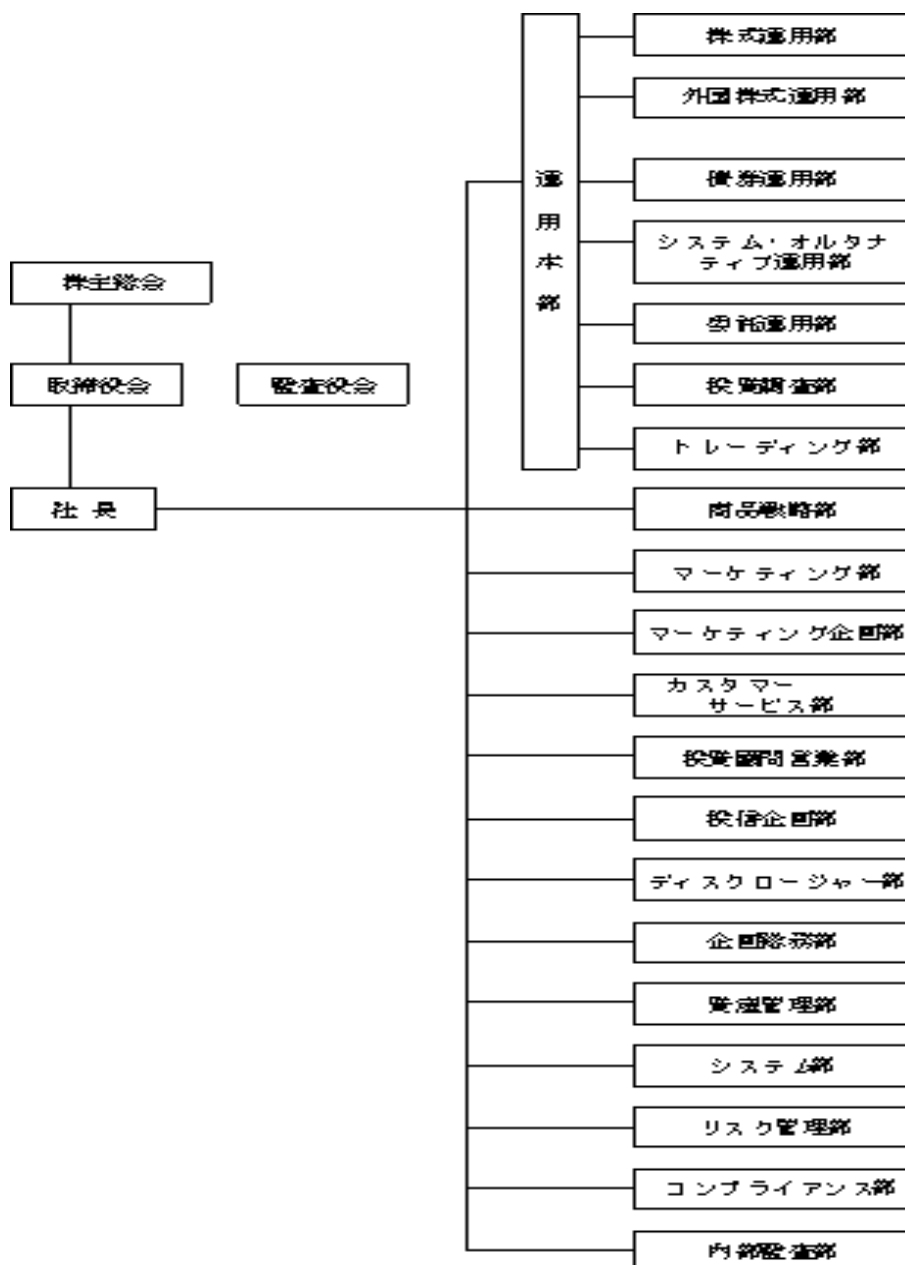
1【委託会社等の概況】（平成23年1月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

業務執行体制

① 組織図



② 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	① 国内の株式（不動産投資信託を含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 投資一任契約資産に関する運用業務
外国株式運用部	海外の株式（不動産投資信託、ファンド・オブ・ファンズを含む）を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	① 内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 ② 短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	システム運用を行う投資信託、ファンド・オブ・ファンズで運用を行う投資信託、商品投資等取引を行う投資信託等を中心とした運用業務
委託運用部	運用を外部に委託する投資信託を中心とした運用業務
投資調査部	① 内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査及び予測、内外の不動産市場の調査及び予測、内外の商品市場の調査及び予測等に関する業務 ② 投資顧問契約による投資助言に関する業務

トレーディング部	① トレーディング業務の企画、立案に関する業務 ② 内外の有価証券等及び外国為替並びに商品投資等取引の売買発注に関する業務
商品戦略部	① 金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 ② 商品戦略の立案及び推進に関する業務
マーケティング部	① 投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 ② 第一種金融商品取引業者及び登録金融機関への公開販売の推進に関する業務 ③ 販売会社との折衝に関する業務
マーケティング企画部	① 投資信託に関する情報開発・提供に関する事項 ② 投資家に対するセミナー等の企画・立案に関する事項 ③ 販売会社の募集・販売の支援のための資料作成に関する事項 ④ 広告宣伝に関する事項
カスタマーサービス部	① 販売会社に係る営業事務及び業務管理に関する事項 ② 受益者等からの質問及び苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	① 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約のマーケティングに関する業務 ② 投資顧問契約（投資助言）及び投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
投信企画部	① 投資信託の企画、提案書作成に関する業務 ② 募集・販売のための資料作成に関する業務 ③ 投資信託制度の調査、研究に関する業務 ④ 運用助言契約、外部委託契約に関する業務
ディスクロージャー部	① 投資信託約款に関する業務 ② 投資信託契約に関する業務 ③ 目論見書、運用報告書及びファンドの開示資料等に関する業務 ④ 有価証券届出書及び有価証券報告書に関する業務 ⑤ 主務官庁及び受託銀行への折衝に関する業務 ⑥ 投資信託協会及び運用評価機関等への折衝に関する業務
企画総務部	① 経営及び経営計画に関する業務 ② 株主総会及び取締役会の事務処理に関する業務 ③ 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 ④ 従業員の人事、給与、教育に関する業務及び役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 ⑤ 予算、決算、会計及び現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 ⑥ 受益証券及び受益権に関する業務 ⑦ 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 ⑧ 広報、ホームページの管理及び運営に関する業務
資産管理部	① 投資信託財産の計算に関する業務 ② 契約資産の計算に関する業務
システム部	① コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 ② 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 ③ 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務
リスク管理部	① 運用実施の管理及び諸規則等遵守に関する事項 ② 運用のリスク管理に関する事項 ③ 運用実績の評価及び分析に関する業務
コンプライアンス部	① 運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証に関する事項並びに遵守状況の検証に基づく各部署への指導に関する事項 ② 外部委託先の運用指図等に関する検証及び監査に関する事項 ③ コンプライアンス向上のための啓蒙及び教育に関する事項 ④ 法令諸規則違反事例の届出に関する事項

内部監査部	① 内部監査に関する事項 ② 外部監査に関する事項 ③ 内部統制の評価に関する事項に基づく各部署への指導に関する事項
-------	--

③委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

④運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成23年1月末日現在、当社は、204本の証券投資信託（単位型株式投資信託31本、追加型株式投資信託117本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託41本）の運用を行っており、純資産総額は10,228億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期中間会計期間（自平成22年4月1日至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(資 産 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産						
現金預金		6,664,319			8,433,767	
有価証券		940,367			601,182	
未収委託者報酬		486,565			651,706	
未収運用受託報酬		—			72,964	
前払費用		14,011			17,863	
未収収益		17,699			921	
繰延税金資産		95,127			111,436	
未収法人税等		253,412			—	
未収消費税等		39,301			—	
その他の流動資産		280			5,872	
流動資産合計		8,511,086	78.1		9,895,715	82.6
固定資産						
有形固定資産 *1		122,794	1.1		111,037	0.9
建物	54,269			45,976		
器具備品	68,524			65,060		
無形固定資産		33,552	0.3		22,170	0.2
ソフトウェア	31,430			20,047		
電話加入権	2,122			2,122		
投資その他の資産		2,236,265	20.5		1,951,758	16.3
投資有価証券	1,382,813			916,169		
親会社株式	648,648			826,056		

長期差入保証金	188,714			188,714		
その他	30,600			35,328		
貸倒引当金	△ 14,510			△ 14,510		
固定資産合計		2,392,612	21.9		2,084,965	17.4
資産合計		10,903,698	100.0		11,980,680	100.0

期 別 科 目	第 45 期 (平成21年3月31日現在)			第 46 期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
(負 債 の 部)	千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債						
預り金		3,787			3,740	
前受収益		66			—	
前受運用受託報酬		—			51	
前受投資助言報酬		—			2,430	
未払金		262,759			331,184	
未払収益分配金	168			166		
未払償還金	22,515			5,577		
未払手数料	236,513			321,636		
未払事業所税	3,562			3,804		
未払費用		192,732			254,102	
未払法人税等		—			335,981	
未払消費税等		—			51,454	
賞与引当金		80,500			113,080	
流動負債合計		539,846	4.9		1,092,026	9.1
固定負債						
退職給付引当金		83,131			75,242	
役員退職慰労引当金		26,500			31,640	
繰延税金負債		115,531			165,618	
固定負債合計		225,162	2.1		272,501	2.2
負債合計		765,009	7.0		1,364,527	11.4
(純 資 産 の 部)						
株主資本						
資本金		1,000,000	9.2		1,000,000	8.4
資本剰余金		566,500	5.2		566,500	4.7
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,508,794	78.0		8,866,581	74.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,610,302			2,968,089		
株主資本合計		10,075,294	92.4		10,433,081	87.1
評価・換算差額等						
その他有価証券評価差額金		63,395	0.6		183,071	1.5
評価・換算差額等合計		63,395	0.6		183,071	1.5
純資産合計		10,138,689	93.0		10,616,153	88.6

負債純資産合計		10,903,698	100.0		11,980,680	100.0
---------	--	------------	-------	--	------------	-------

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	第 45 期			第 46 期		
		自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日			自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			8,167,626	99.2		8,470,734	98.8
運用受託報酬			66,038	0.8		106,628	1.2
営業収益計			8,233,665	100.0		8,577,363	100.0
営業費用							
支払手数料			4,558,289			4,599,088	
広告宣伝費			363,958			285,960	
公告費			2,265			4,865	
受益証券発行費			90			—	
受益権管理費			8,845			9,546	
調査費			839,745			863,466	
調査費		126,673			137,266		
委託調査費		713,072			726,200		
委託計算費			150,162			153,088	
営業雑経費			386,330			323,604	
通信費		45,534			44,807		
印刷費		332,508			269,659		
協会費		6,481			6,780		
諸会費		1,806			2,357		
営業費用計			6,309,688	76.6		6,239,619	72.7
一般管理費							
給料			852,358			953,144	
役員報酬	*1	131,967			121,534		
給料・手当		641,920			714,893		
賞与		78,470			116,717		
交際費			10,149			12,140	
寄付金			39,366			17,382	
旅費交通費			48,184			46,184	
租税公課			14,172			19,554	
不動産賃借料			251,611			225,976	
賞与引当金繰入			80,500			113,080	
退職給付費用			11,054			11,939	
役員退職慰労引当金繰入			7,620			5,140	
固定資産減価償却費			38,185			42,456	
諸経費			328,571			308,341	
一般管理費計			1,681,770	20.4		1,755,341	20.5

営業利益		242,205	3.0		582,402	6.8
------	--	---------	-----	--	---------	-----

科 目	期 別	第 45 期			第 46 期		
		自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日			自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益							
受取配当金	*1		42,429			22,585	
有価証券利息			14,906			12,258	
受取利息			1,384			1,120	
約款時効収入			10,093			16,564	
負ののれん償却額			389,225			—	
未払費用戻入益			—			19,676	
雑益			562			23,573	
営業外収益計			458,600	5.5		95,778	1.1
営業外費用							
時効後返還金			4,873			3,068	
信託財産負担金			—			14,728	
雑損			775			686	
営業外費用計			5,649	0.1		18,482	0.2
経常利益			695,157	8.4		659,698	7.7
特別利益							
投資有価証券売却益			—			67,891	
有価証券売却益			27,135			—	
その他			—			9,561	
特別利益計			27,135	0.3		77,452	0.9
特別損失							
投資有価証券売却損			—			54,530	
有価証券売却損			10,820			—	
有価証券評価損			346,636			—	
その他			—			4,358	
特別損失計			357,456	4.3		58,888	0.7
税引前当期純利益			364,835	4.4		678,262	7.9
法人税、住民税及び事業税		2,290			336,861		
法人税等調整額		148,170	150,460	1.8	△49,386	287,475	3.3
当期純利益			214,375	2.6		390,787	4.6

（３）【株主資本等変動計算書】

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金					利益剰余 金合計	
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						△41,250	△41,250	△41,250			△41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純 額）									△78,682	△78,682	△78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	△78,682	△78,682	94,443
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

第46期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金					
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
当期変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000
当期純利益						390,787	390,787	390,787			390,787
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額（純額）									119,676	119,676	119,676
当期変動額合計						357,787	357,787	357,787	119,676	119,676	477,463
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153

（重要な会計方針）

期 別 項 目	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく 時価法（評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原 価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 18 年 器具備品 4～5 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 同 左 (3) 退職給付引当金 同 左
4. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同 左 —
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第 45期	第 46期
-------	-------

自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これによる損益に与える影響はありません。	—

(表示方法の変更)

第 45期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
—	前期まで流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前事業年度の流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は16,333千円であり、流動負債の「前受収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は66千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 45 期 (平成21年 3月31日現在)	第 46 期 (平成22年 3月31日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 14,671 千円	建物 95,992 千円
器具備品 83,802 千円	器具備品 25,922 千円

(損益計算書関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
*1. 関係会社との取引高	*1. 関係会社との取引高
受取配当金 27,720 千円	受取配当金 9,240 千円
*2. —	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 654 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第45期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（１）発行済株式の種類及び総数

前事業年度 普通株式 825,000 株

当事業年度 普通株式 825,000 株

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次

のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日
配当の原資	利益剰余金

第46期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（１）発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成21年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（リース取引関係）

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
所有権移転外ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。 〈借主側〉	同 左

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却
累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	280 千円
1年超	39 千円
合計	320 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び
支払利息相当額

支払リース料	968 千円
減価償却費相当額	884 千円
支払利息相当額	32 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を
零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相
当額との差額を利息相当額とし、各期へ
の配分方法については、利息法によって
おります。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、
項目等の記載は省略しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却
累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 467	千円 430	千円 36

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	39 千円
1年超	— 千円
合計	39 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び
支払利息相当額

支払リース料	286 千円
減価償却費相当額	261 千円
支払利息相当額	6 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同 左

(5) 利息相当額の算定方法

同 左

(6) 減損損失について

同 左

(金融商品関係)

〈第46期〉 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取
引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行ってお

ります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	8,433,767	8,433,767	—
(2)有価証券	601,182	601,182	—
(3)未収委託者報酬	651,706	651,706	—
(4)投資有価証券	214,208	214,208	—
(5)親会社株式	826,056	826,026	—
(6)未払金（未払手数料）	321,636	321,636	—
(7)未払法人税等	335,981	335,981	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金預金、（3）未収委託者報酬、（6）未払金（未払手数料）、（7）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券、（5）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

現金預金	8,433,767	—	—	—
未収委託者報酬	651,706	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	601,182	98,830	—	—
合計	9,686,656	98,830	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1. その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	535,939	648,648	112,708
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	299,846	301,290	1,443
	③その他	697,215	699,040	1,824
	(3) その他	52,098	71,960	19,861
	小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	91,082	80,942	△10,140
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	199,663	199,580	△83
	(3) その他	286,573	268,407	△18,165
	小計	577,318	548,929	△28,389
	合計	2,162,418	2,269,867	107,449

（注）その他有価証券の株式（その他有価証券で時価のある株式）について247,988千円、その他有価証券の投資信託（その他有価証券で時価のある投資信託）について98,648千円の減損処理を行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
90,350 千円	27,135 千円	10,820 千円

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

701,961 千円

4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10 年 超 (千円)
①債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	301,290	—	—
その他	600,000	298,620	—	—
②その他	96,172	184,030	54,320	—
合 計	696,172	783,940	54,320	—

〈第46期〉自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	920,162	605,961	314,200
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	300,948	299,961	986
	③その他	300,234	299,335	898
	(3) その他	7,687	4,836	2,850
	小計	1,529,031	1,210,095	318,935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	13,585	21,060	△7,475
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	98,830	100,000	△1,170
	小計	112,415	121,060	△8,645
	合計	1,641,446	1,331,155	310,290

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の	売却損の
----	-----	------	------

		合計額	合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	269,681	67,891	54,530
合計	269,681	67,891	54,530

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(退職給付関係)

〈第45期〉 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83,131	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>4,126</u>	千円
退職給付費用	11,054	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

〈第46期〉 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	75,242	千円
---------	--------	----

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	7,020	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	4,919	千円
退職給付費用	11,939	千円

4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	第 46 期 自 平成 21年 4月 1 日 至 平成 22年 3月 31 日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 賞与引当金 33,005 千円 退職給付引当金 34,083 千円 役員退職慰労引当金 10,865 千円 ゴルフ会員権評価損 1,230 千円 貸倒引当金 5,949 千円 その他有価証券評価差額金 11,639 千円 有価証券評価損 51,091 千円 未払広告宣伝費 14,201 千円 繰越欠損金 9,636 千円 その他 6,944 千円 繰延税金資産の合計 178,646 千円 繰延税金負債 負ののれん償却額 124,763 千円 その他有価証券評価差額金 55,693 千円 その他 18,592 千円 繰延税金負債の合計 199,049 千円 繰延税金負債の純額 20,403 千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 賞与引当金 46,362 千円 退職給付引当金 30,849 千円 役員退職慰労引当金 12,972 千円 ゴルフ会員権評価損 1,230 千円 貸倒引当金 5,949 千円 その他有価証券評価差額金 3,544 千円 投資有価証券評価損 2,977 千円 未払広告宣伝費 30,524 千円 その他 35,747 千円 繰延税金資産の合計 170,154 千円 繰延税金負債 負ののれん償却額 93,572千円 その他有価証券評価差額金 130,763 千円 繰延税金負債の合計 224,336 千円 繰延税金負債の純額 54,181 千円 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

(関連当事者情報)

〈第45期〉 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント TM の募集取扱役員の出向5名	支払手数料の支払（注2）	3,761,727	未払手数料	174,087

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

〈第46期〉自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファント TM の募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,569,410	未払手数料	211,903

（注） 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

（1株当たり情報）

第 45 期		第 46 期	
自 平成 20年 4月 1 日		自 平成 21年 4月 1 日	
至 平成 21年 3月 31 日		至 平成 22年 3月 31 日	
1株当たり純資産額 12,289円32銭		1株当たり純資産額 12,868円06銭	
1株当たり当期純利益金 259円84銭		1株当たり当期純利益金額 473円68銭	
額			
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
前事業年度		当事業年度	
(自 平成20年4月1日		(自 平成21年4月1日	
至 平成21年3月31日)		至 平成22年3月31日)	
当期純利益 (千円)		214,375	
		390,787	

普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
（うち利益処分による役員賞与金（千円））	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	214,375	390,787
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,138,689	10,616,153
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,138,689	10,616,153
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	825,000	825,000

（企業結合等関係）

〈第45期〉自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

共通支配下の取引等関係

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

②被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

(3) 結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づ

き、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。
当該負ののれんは全額償却しています。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

〈第46期〉 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

（重要な後発事象）

〈第45期〉 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

該当事項はありません。

〈第46期〉 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	期 別	第47期中間会計期間末 (平成22年9月30日)		
		注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)			千円	%
流動資産				
現金及び預金			6,978,063	
有価証券			1,800,136	
未収委託者報酬			635,579	
未収運用受託報酬			15,954	
繰延税金資産			56,759	
その他流動資産			31,017	
流動資産合計			9,517,511	83.1
固定資産		* 1		
有形固定資産			112,922	
無形固定資産			16,204	
投資その他の資産			1,811,791	
投資有価証券			1,617,374	
その他			208,927	
貸倒引当金			△ 14,510	
固定資産合計			1,940,918	16.9
資産合計			11,458,429	100.0

(負 債 の 部)			
流動負債			
預り金		3,699	
前受運用受託報酬		5,968	
前受投資助言報酬		745	
未払金		317,072	
未払収益分配金		218	
未払償還金		4,706	
未払手数料		310,077	
未払事業所税		2,068	
未払法人税等		120,463	
賞与引当金		98,278	
その他流動負債		175,718	
流動負債合計		721,946	6.3
固定負債			
退職給付引当金		81,281	
役員退職慰労引当金		30,390	
繰延税金負債		12,494	
資産除去債務		10,811	
固定負債合計		134,977	1.2
負債合計		856,923	7.5
(純 資 産 の 部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	8.7
資本剰余金		566,500	4.9
資本準備金		566,500	
利益剰余金		9,046,438	79.0
利益準備金		179,830	
その他利益剰余金		8,866,608	
別途積立金		5,718,662	
繰越利益剰余金		3,147,946	
株主資本合計		10,612,938	92.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△11,432	△0.1
評価・換算差額等合計		△11,432	△0.1
純資産合計		10,601,505	92.5
負債・純資産合計		11,458,429	100.0

中間損益計算書

期 別	第47期中間会計期間		
	自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日		
科 目	注記 番号	金 額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		4,565,901	
運用受託報酬		23,631	
営業収益計		4,589,533	100.0
営業費用		3,313,717	72.2
一般管理費		937,937	20.4
営業利益		337,878	7.4
営業外収益		31,867	0.7
営業外費用		82	0.0
經常利益		369,663	8.1
特別利益		3,490	0.1
特別損失		5,625	0.1
税引前中間純利益		367,528	8.0
法人税、住民税及び事業税		117,954	2.6
法人税等調整額		36,717	0.8
中間純利益		212,856	4.6

中間株主資本等変動計算書

第47期中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主 資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
					別途積立 金	繰越利益 剰余金					
平成22年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,968,089	8,866,581	10,433,081	183,071	183,071	10,616,153
中間会計期間中 の変動額											
剰余金の配当						△33,000	△33,000	△33,000			△33,000
中間純利益						212,856	212,856	212,856			212,856
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)									△ 194,503	△ 194,503	△194,503
中間会計期間中 の変動額合計	-	-	-	-	-	179,856	179,856	179,856	△ 194,503	△ 194,503	△14,647
平成22年9月30日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	3,147,946	9,046,438	10,612,938	△11,432	△11,432	10,601,505

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第47期中間会計期間 自 平成 22年4月 1日 至 平成 22年9月30日
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの … 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は、原則として総平均法に より算定） 時価のないもの … 原則として総平均法による原価法ない し償却原価法（定額法）
2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は 以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 6年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフ トウェアについては、社内における利用可能期間（5年） に基づき償却しております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更）

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
資産除去債務に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は468千円、税引前中間純利益は2,604千円それぞれ減少しております。

（表示方法の変更）

第47期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日
中間貸借対照表関係 前中間会計期間まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益及び流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る前受収益は金額的重要性が増したため「未収運用受託報酬」及び「前受運用受託報酬」、「前受投資助言報酬」として区分掲記しております。 なお、前中間会計期間の流動資産の「その他流動資産」に含めて表示しておりました未収運用受託報酬は22,329千円であり、流動負債の「その他流動負債」に含めて表示しておりました前受運用受託報酬は4,550千円であり、前受投資助言報酬の残高はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

（＊１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、135,551 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1.（※1）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	2,857 千円
受取配当金	23,945 千円

2. 減価償却実施額

有形固定資産	13,636 千円
無形固定資産	5,965 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

2. 配当に関する事項

平成22年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額 - 千円	減価償却累計額 相当額 - 千円	中間期末残高 相当額 - 千円
------------------	---------------------	------------------------	-----------------------

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1 年内	- 千円
1 年超	- 千円
合計	- 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	40 千円
減価償却費相当額	36 千円
支払利息相当額	0 千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預金	6,978,063	6,978,063	—
(2)有価証券	1,800,136	1,800,136	—
(3)未収委託者報酬	635,579	635,579	—
(4)投資有価証券	915,413	915,413	—
(5)未払金（未払手数料）	310,077	310,077	—
(6)未払法人税等	120,463	120,463	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(5)未払金（未払手数料）、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	900,257	900,205	51
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—

	(3) その他	217,291	205,836	11,454
	小計	1,117,548	1,106,042	11,506
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	597,719	626,976	△29,256
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	899,879	899,908	△28
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	100,402	102,000	△1,597
	小計	1,598,001	1,628,884	△30,883
	合計	2,715,550	2,734,926	△19,376

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成22年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

前事業年度末残高（注）	10,689千円
時の経過による調整額	<u>122千円</u>
当中間会計期間末残高	10,811千円

(注) 当中間会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

1株当たり純資産額	12,850円31銭
1株当たり中間純利益金額	258円00銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,601,505
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,601,505
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000

1 株当たり中間純利益算定上の基礎

中間純利益金額（千円）	212,856
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	212,856
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

平成22年9月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額(百万円) 平成22年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成22年4月2日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成22年10月1日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年2月4日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス225DCファンド」の平成22年1月7日から平成23年1月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の平成23年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定夫 ⑩

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 助川 正文^⑩指定社員 業務執行社員 公認会計士 宝金 正典^⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第47期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月5日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス225DCファンド」の平成21年1月7日から平成22年1月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の平成22年1月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野 定 夫 ㊞

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川 正文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。